

Straight away

IFRS bulletin from PwC

3 December 2013

IASB が個別財務諸表において持分法の使用を認める 公開草案を公表

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) は、企業の個別財務諸表上、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資について、持分法を使用できる選択肢を復活させることを提案しています。

個別財務諸表の作成が規制当局によって求められており、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資について持分法を用いて会計処理している企業にとって、この選択肢は有益なものになります。

IASBは今回の修正提案により、多くの企業のコンプライアンスのコストが削減され、かつ、投資者が純資産および損益を評価するための有用な情報が提供されると予想しています。

主な修正

IASBは、国際会計基準 (IAS) 第27号「個別財務諸表」を修正し、持分法を用いる選択肢を認めることを提案しています。これにより、企業は、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資を、以下のいずれかにより会計処理することができます。

- (a) 取得原価で会計処理
- (b) 国際財務報告基準 (IFRS) 第9号に従った会計処理
- (c) IAS第28号に記載の持分法を用いた会計処理

本公開草案では、持分法に変更することを選択した企業は、その変更を遡及適用することが求められません。また、初度適用企業に対する特段の救済措置は提案されていません。

影響を受ける企業は？

本公開草案は、IFRSに従って個別財務諸表を作成しているすべての企業に影響を与える可能性があります。

何をすべきか？

今回の修正提案の全体を読んだ上で、貴社に与える影響を決定し、本公開草案へのコメントの提出を検討して下さい。

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

